

# 令和6年度 事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター

## 令和6年度 事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター（以下「センター」という。）の活動事業の周知徹底を図り、住民本位のサービスを提供するため次に掲げる公益目的事業を積極的に推進する。

### 1 犯罪被害者支援事業(公益目的事業1)

#### (1) 暴力団員による不当な行為に関する暴力追放相談事業(定款第4条第3号該当事業)

ア 暴力団員に関する困り事相談の「駆け込み寺」として、センターの相談活動の充実強化に努める。

イ 日本司法支援センター（法テラス）、県警察本部・警察署等、他の相談機関と連携し、相談者の立場に立った相談事業に努める。

ウ 高知弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）及び県警察本部の協力を受け、毎月第2・第4木曜日に実施している特別相談（無料法律相談）活動をセンターの最重要事業と位置づけ、相談内容に応じた助言指導により相談者等の被害防止と救済に努める。

エ 出張特別相談については、宿毛市、室戸市の2箇所として、民暴委員会及び県警察本部の協力を受け実施する。

オ インターネットによる相談活動及び相談電話（フリーダイヤル）については、ホームページや機関誌「暴追センターだより」等により周知し、その活用を図る。

カ 暴力追放相談委員の相談技能の向上

全国暴力追放運動推進センター主催の相談委員研修会に参加し、暴力追放相談委員の知識・技能の向上に努める。

キ 民事介入暴力事案対策協議会（以下「民暴研究会」という。）の開催

(ア) センターが事務局となり、2箇月に1回開催している民暴研究会において、4者間（民暴委員会、県警察本部、高知地方検察庁及びセンター）の情報交換及び民事介入暴力事案の対応要領の研鑽に努める。

(イ) 暴力団員等の絡む民事介入暴力事案は、積極的に民暴研究会の議題に取り上げ、4者がそれぞれの立場で協力して民事介入暴力事案の早期解決と抑止に努める。

(ウ) みかじめ料等縁切り同盟による暴力団員からのみかじめ料等の不当要求を拒否する運動を積極的に支援する。

#### (2) 暴力団員の不当な行為による被害者救済・被害者支援基金貸付事業（定款第4条第9号該当事業）

ア 暴力団員の不当な行為による人的被害及び物的被害に対して見舞金を支給する。

イ 暴力団を対象とした民事訴訟に対し、訴訟費用の無利子貸付を行い、これを

支援する。

ウ 被害者支援基金に該当しないヤミ金融被害者等に対しては、被害者支援基金を活用し保護救済に努める。

被害者支援基金の活用枠を民暴委員会が訴訟対応する事案に拡大して保護救済に努める。

(3) 暴力団対策法に基づく暴力団事務所使用差止請求関係事業（定款第4条第6号該当事業）

ア 国家公安委員会から適格団体として認定を受けた暴力団事務所使用差止請求関係事業を迅速的確に行うため、県警察本部・警察署、民暴委員会及び高知県暴力排除運動推進連合会等との連携強化に努める。

イ 指定暴力団等の事務所の付近住民等による暴力団事務所使用差止請求の委託に関する相談を迅速的確に受理するため、あらゆる事業活動を通じて積極的な広報啓発を行い本事業の周知に努める。

## 2 犯罪防止事業(公益目的事業2)

(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発活動事業（定款第4条第1号該当事業）

ア 広報資料の作成配布

暴力団追放のパンフレット、チラシ等を活用した広報啓発活動を積極的に行う。パンフレット、チラシ等の資料作成に当たっては、本県暴力団情勢に即した資料を作成し効果的な広報活動を行う。

イ 広報用視聴覚教材の利用促進

センターが保有する広報用DVD(29演題)の無料貸出しを積極的に行い、暴力団排除意識の高揚に努める。

ウ 機関誌「暴追センターだより」を活用した広報啓発活動

機関誌「暴追センターだより」の作成に当たっては、県警察本部の協力を得て、暴力団の実態、高知県暴力団排除条例等を掲載するなど内容の充実に努め、各種研修会、講習会等において配布する。

エ テレビ、新聞等報道機関の積極的活用

センターが関係機関や各地域・職域の暴力団排除団体等と連携して行う暴排活動、イベント等については、報道機関に対して素材提供を積極的に行うとともに、自治体・団体発行の広報用機関誌(紙)を活用した広報啓発に努める。

オ ホームページの活用

不当要求防止責任者講習、無料法律相談、各種貸付制度等のセンター事業について広く県民に周知させるため、その内容を工夫するとともに事業計画(報告)書、収支予算(決算)書等を公表する。

カ 暴力追放高知・県市民総決起大会の実施

暴力追放高知市民会議と共同で開催する暴力追放高知・県市民総決起大会を県市民参加型のイベントとするため、県警察本部・警察署・民暴委員会・自治

体及び暴力追放運動に携わる地域・職域団体との連携を図る。

(2) 民間の暴力団排除活動に対する支援事業(定款第4条第2号・第8号該当事業)

ア 大規模公共工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求防止対策に取り組んでいる「高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」、「高知地区・南海トラフ地震対策事業等における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」、「直轄高知港海岸整備事業における暴力団等排除対策連絡会」等に対して、情報共有、相談受理事等の支援を積極的に行い、暴力団等反社会的勢力からの不当要求の防止を図る。

イ 暴力団等反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいる高知県企業防衛連絡協議会、高知県建設業暴力追放対策協議会、高知県銀行協会警察連絡協議会、高知県宅地建物取引業暴力団等排除推進協議会、高知県ゴルフ場暴力追放協議会等の暴力団排除活動を積極的に支援するとともに、不当要求情報管理機関である日本証券業協会の証券保安対策支援センターとの連携を強化し、その業務を支援する。

ウ みかじめ料等縁切り同盟の充実拡大を図るため、県警察本部・警察署及び民暴委員会と連携して支援を強化する。

エ 地域、職域等の暴力団排除団体の各種会合に積極的に参加し、「暴力追放3ない運動プラス1」の実践を働きかけるとともに、センター事業に対して理解と協力を呼びかける。

オ 地域、職域等の暴力団排除団体の暴排活動に対する支援・助成事業として、県警察本部・警察署と連携を図り、各種活動への参加及び助成金の交付、情報提供等を行う。

カ 賛助会員及び不当要求防止責任者講習の受講者等に対し、暴力団等排除に資する素材をタイムリーに提供し、企業等の暴力団排除活動を積極的に支援する。

(3) 暴力団離脱支援事業(定款第4条第5号該当事業)

ア 「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定(38都道府県の暴力団離脱・社会復帰対策協議会による広域連携協定)」を積極的に運用する。

イ 「高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会(平成24年2月設立・現在11機関:高知県、高知市、公共職業安定所、保護観察所、刑務所、少年鑑別所、高知地方検察庁、保護司会連合会、高知市生活支援相談センター、県警察本部、センター)」の活性化を図り、暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、会員相互の情報共有を図る。

ウ 暴力団から離脱した者の社会復帰・定着を促進するため、社会復帰アドバイザーと連携して暴力団から離脱した者を雇用する意思を有する事業者の拡充とともに、社会復帰に必要な社会環境の醸成及びフォローアップ体制の拡充を図る。

エ 高知刑務所において、離脱意思を有する暴力団受刑者に対する離脱指導を実

施し、暴力団からの離脱を促進する。

オ センターに設置している暴力団離脱相談電話の活用を図るとともに、高知刑務所、高知県保護司連合会等と連携し、暴力団から離脱する意思のある者を積極的に支援する。

(4) 少年に対する暴力団の影響を排除する少年指導委員研修事業（定款第4条第4号・第10号該当事業）

ア 暴力団の勧誘や脱退妨害等を受けている少年に対する暴力団の影響を排除する活動に必要な知識技能の向上を図るため、少年指導委員に対して暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態等を内容とする研修会を開催し、協力体制の確立を図る。

イ 少年が関係する暴力相談について、県警察本部、少年警察ボランティア協会等関係団体と連携して的確な保護対策に努める。

(5) 暴力団対策調査研究等事業（定款第4条第11号該当事業）

ア 公刊資料の活用及び関係機関・団体との連携を図り、各種情報の収集整備に努める。

イ 日本弁護士連合会民暴委員会等が主催する全国規模及び四国管内の暴力団対策研修会等に参加するとともに、全国暴力追放運動推進センター主催の会議、研修に参加して新たな暴排手法の研鑽を図る。

ウ 暴力団事務所使用差止請求及び暴力団事務所撤去への的確に対応するため、暴力追放モニター、暴力団事務所の周辺住民等の人格権・生活権への影響等について実態調査を行う。

エ 不当要求防止責任者講習の受講者に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為の調査を行い、その被害実態を把握するとともに、その結果を不当要求防止対策に反映させる。

3 不当要求防止責任者講習事業（公益目的事業3）

(1) 不当要求防止責任者講習の受講促進（定款第4条第7号該当事業）

不当要求防止責任者講習は、暴力団からの不当要求の排除、その他暴力団排除活動を推進する上で極めて重要であることから、各種会議等あらゆる機会を通じて広報を行うとともに、講習計画を暴追センターだより及びホームページへ掲載するなど周知を図る。

(2) 講習内容の充実（定款第4条第7号該当事業）

DVD等の視聴覚教材の活用により受講者の求める内容を盛り込んだ講習を実施するなど講習内容の充実に努める。

また、民暴委員会と連携し、民暴委員による高知県暴力団排除条例等の講義を取り入れるなど暴力団排除意識の高揚に努める。

- (3) 公務員に対する講習の強化（定款第4条第7号該当事業）  
公務員を対象とした行政対象暴力事案に対応するため、国、県及び市町村に対して不当要求防止責任者講習の受講を積極的に呼びかける。
- (4) 不当要求対応要領等研修会への参加促進（定款第4条第7号該当事業）  
不当要求防止責任者講習に参加できない企業、団体等に対して、不当要求対応要領等研修会の積極的な開催を促し、暴力団との関係遮断を側面的に支援する。

#### 4 その他

各種広報啓発活動、講習及び支援活動等を通じて賛助会員の拡大に努め、公益目的事業の充実に努める。

## 令和6年度 責任者講習等行事計画一覧表

### 責任者講習

番号	月	日	曜	対象地域	開催場所	電話	予約
1	5	20	月	室戸市	室戸市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	済
2	5	22	水	高知市A	県立ふくし交流プラザ	088-844-9234	済
3	5	27	月	いの町	県立高知青少年の家	088-891-5331	済
4	6	5	水	土佐清水市	土佐清水市立中央公民館	0880-82-0472	済
5	6	11	火	佐川町	佐川町総合文化センター	0889-22-1110	済
6	6	18	火	高知市B( )	県立ふくし交流プラザ	088-844-9234	済
7	7	16	火	安芸市A( )	安芸市総合社会福祉センター	0887-35-2915	済
8	7	18	木	土佐町	土佐町農村環境改善センター	0887-82-0903	済
9	7	26	金	宿毛市A	宿毛市総合社会福祉センター	0880-65-7665	済
10	8	6	火	四万十町	窪川四万十会館	0880-22-4777	済
11	8	21	水	香南市A	県立青少年センター	0887-56-0621	6/1
12	8	27	火	四万十市A( )	四万十市総合文化センターしまんとびあ	0880-35-1187	3/1
13	9	5	木	高知市C( )	会場未定		3/5
14	9	11	水	須崎市( )	須崎市立市民文化会館	0889-43-2911	済
15	9	20	金	高知市D( )	会場未定		3/20
16	10	8	火	四万十市B	四万十市総合文化センターしまんとびあ	0880-35-1187	5/1
17	10	17	木	香南市B	県立青少年センター	0887-56-0621	8/1
18	10	22	火	安芸市B	安芸市市民会館	0887-35-3822	済
19	11	18	月	宿毛市B	宿毛市総合社会福祉センター	0880-65-7665	済
20	12	10	火	高知市E	会場未定		10/10
21	1	21	火	高知市F	会場未定		11/21
22							
23							

( ) は、民暴弁護士講演依頼講習会

### 民暴研究会

番号	月	日	曜	会名	開催場所	電話(警電)	予約
1	5	14	火	第1回	高知弁護士会 3F 会議室	088-872-0324	済
2	7	9	火	第2回		088-872-0324	済
3	9	10	火	第3回		088-872-0324	済
4	11			第4回	日程調整		
5	1	14	火	第5回	高知県警察本部 2F 講堂		済
6	3	11	火	第6回			済

### 出張特別相談

番号	月	日	曜	対象地域	開催場所	電話	予約
1	7	22	月	室戸市( )	室戸市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	済
2	11	18	月	宿毛市( )	宿毛市総合社会福祉センター	0880-65-7665	済

## 令和6年度 収支予算書

公益財団法人暴力追放高知県民センター



## 資金調達の見込み書

番号	科目	金額 (円)
1	基本財産運用益	14,325,000
2	高知市補助金	800,000
3	寄付金 (賛助会費)	2,290,000
4	寄付金 (株) 慶尚	300,000
5	寄付金 (株) 玉井	100,000
6	寄付金 高知県遊技業協会	100,000
7	寄付金 警察議会	1,000,000
8	寄付金 警察職員互助会	700,000
9	特定寄付金 (大会費)	340,000
10	責任者講習委託料	1,380,000
11	暴力団排除運動支援委託料	2,825,000
	合計	24,160,000

## 収支予算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	14,325,000	14,325,000	0
基本財産受取利息	14,325,000	14,325,000	0
委託料収入	4,205,000	4,128,000	77,000
県委託料収入	1,380,000	1,333,000	47,000
暴力団排除運動支援事業	2,825,000	2,795,000	30,000
受取補助金等	800,000	800,000	0
受取補助金	800,000	800,000	0
高知市補助金	800,000	800,000	0
受取寄付金等	2,540,000	2,540,000	0
受取寄付金	2,200,000	2,200,000	0
特定寄付金	340,000	340,000	0
受取会費等	2,290,000	2,240,000	50,000
受取賛助会費	2,290,000	2,240,000	50,000
経常収益計	24,160,000	24,033,000	127,000
(2) 経常費用			
事業費	20,278,000	19,904,000	374,000
役員報酬	3,850,000	3,850,000	0
給料手当	6,414,000	5,866,000	548,000
法定福利費	1,615,000	1,528,000	87,000
賃借料	1,206,000	1,206,000	0
見舞金	50,000	50,000	0
貸付金	200,000	200,000	0
会議費	460,000	460,000	0
旅費交通費	870,000	889,000	△ 19,000
保険料等	85,000	86,000	△ 1,000
諸謝金	985,000	985,000	0
通信運搬費	647,000	739,000	△ 92,000
雑費	100,000	92,000	8,000
燃料費	140,000	138,000	2,000
修繕費	57,000	57,000	0
光熱費	217,000	217,000	0
消耗品費	624,000	588,000	36,000
什器備品費	160,000	160,000	0
車両減価償却費	153,000	341,000	△ 188,000
什器備品減価償却費	0	43,000	△ 43,000
租税公課費	33,000	33,000	0
印刷製本費	1,357,000	1,351,000	6,000
広告費	488,000	488,000	0
支援費	510,000	480,000	30,000
調査研究費	57,000	57,000	0
管理費	6,664,000	6,041,000	623,000
役員報酬	962,000	962,000	0
給料手当	2,771,000	2,424,000	347,000
法定福利費	566,000	553,000	13,000
賃借料	706,000	706,000	0
会議費	48,000	48,000	0
旅費交通費	250,000	250,000	0
保険料等	39,000	41,000	△ 2,000
通信運搬費	123,000	123,000	0
雑費	507,000	220,000	287,000
燃料費	1,000	1,000	0
修繕費	6,000	6,000	0
光熱費	92,000	92,000	0
消耗品費	150,000	150,000	0
什器備品費	40,000	40,000	0
車両減価償却費	21,000	85,000	△ 64,000
什器備品減価償却費	53,000	11,000	42,000
租税公課費	8,000	8,000	0
委託費	205,000	205,000	0
諸経費	20,000	20,000	0
慶弔費	40,000	40,000	0
支払利息	56,000	56,000	0
経常費用計	26,942,000	25,945,000	997,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,782,000	△ 1,912,000	△ 870,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,782,000	△ 1,912,000	△ 870,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,782,000	△ 1,912,000	△ 870,000
一般正味財産期首残高	12,000,000	11,000,000	1,000,000
一般正味財産期末残高	9,218,000	9,088,000	130,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	637,157,434	637,157,434	0
指定正味財産期末残高	637,157,434	637,157,434	0
III 正味財産期末残高	646,375,434	646,245,434	130,000
借入限度額	10,000,000円		
債務負担額	10,000,000円		

※一般正味財産期首残高はR.5年度末(R.6年度期首)の見込額





### 収支予算書(収支)

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
基本財産運用収入	14,325,000	14,325,000	0
基本財産利息収入	14,325,000	14,325,000	0
委託料収入	4,205,000	4,128,000	77,000
県委託料収入	1,380,000	1,333,000	47,000
暴力団排除運動支援事業	2,825,000	2,795,000	30,000
補助金等収入	800,000	800,000	0
補助金収入	800,000	800,000	0
高知市補助金収入	800,000	800,000	0
受取寄付金等収入	2,540,000	2,540,000	0
寄付金収入	2,200,000	2,200,000	0
特定寄付金収入	340,000	340,000	0
受取会費等収入	2,290,000	2,240,000	50,000
賛助会費収入	2,290,000	2,240,000	50,000
<b>事業活動収入計</b>	<b>24,160,000</b>	<b>24,033,000</b>	<b>127,000</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費支出</b>	20,125,000	19,520,000	605,000
役員報酬	3,850,000	3,850,000	0
給料手当支出	6,414,000	5,866,000	548,000
法定福利費支出	1,615,000	1,528,000	87,000
賃借料支出	1,206,000	1,206,000	0
見舞金支出	50,000	50,000	0
貸付金支出	200,000	200,000	0
会議費支出	460,000	460,000	0
旅費交通費支出	870,000	889,000	△ 19,000
保険料等支出	85,000	86,000	△ 1,000
諸謝金支出	985,000	985,000	0
通信運搬費支出	647,000	739,000	△ 92,000
雑費支出	100,000	92,000	8,000
燃料費等支出	140,000	138,000	2,000
修繕費等支出	57,000	57,000	0
光熱費等支出	217,000	217,000	0
消耗品支出	624,000	588,000	36,000
什器備品費支出	160,000	160,000	0
租税公課費支出	33,000	33,000	0
印刷製本費支出	1,357,000	1,351,000	6,000
広告費支出	488,000	488,000	0
支援費支出	510,000	480,000	30,000
調査研究費支出	57,000	57,000	0
<b>管理費支出</b>	6,590,000	5,945,000	645,000
役員報酬支出	962,000	962,000	0
給料手当支出	2,771,000	2,424,000	347,000
法定福利費支出	566,000	553,000	13,000
会議費支出	48,000	48,000	0
旅費交通費支出	250,000	250,000	0
通信運搬費支出	123,000	123,000	0
什器備品費支出	40,000	40,000	0
消耗品費支出	150,000	150,000	0
修繕費支出	6,000	6,000	0
燃料費支出	1,000	1,000	0
光熱水費支出	92,000	92,000	0
賃借料支出	706,000	706,000	0
保険料支出	39,000	41,000	△ 2,000
委託費支出	205,000	205,000	0
諸経費支出	20,000	20,000	0
租税公課費支出	8,000	8,000	0
支払利息支出	56,000	56,000	0
雑費支出	507,000	220,000	287,000
慶弔費支出	40,000	40,000	0
<b>事業活動支出計</b>	<b>26,715,000</b>	<b>25,465,000</b>	<b>1,250,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 2,555,000</b>	<b>△ 1,432,000</b>	<b>△ 1,123,000</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
投資活動収入計	0	0	0
<b>2. 投資活動支出</b>			
車両運搬具購入積立資産	200,000	200,000	0
什器備品購入積立資産	100,000	100,000	0
投資活動支出計	300,000	300,000	0
<b>投資活動収支差額</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>0</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>			
<b>1. 財務活動収入</b>			
財務活動収入計	0	0	0
<b>2. 財務活動支出</b>			
財務活動支出計	0	0	0
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 予備費支出</b>			
予備費支出	0	0	0
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 2,855,000</b>	<b>△ 1,732,000</b>	<b>△ 1,123,000</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>2,500,000</b>	<b>2,000,000</b>	<b>500,000</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>△ 355,000</b>	<b>268,000</b>	<b>△ 623,000</b>

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※前期繰越収支差額はR.5年度末(R.6年度期首)の見込額